

はじめに…桜の聖母で憲法講座を行った時、20歳の女子大生に「軍隊がなくていいなんて牧歌的なことをいってられません」と言われた。福大教育学部生に朝鮮戦争・ベトナム戦争・憲法発布を聞いたところ、3分の1しか正解がなかった。生協の憲法講座で60代女性に、憲法の話をして50年ぶりに聞いたと言われた。日本は戦後の歴史を教えない。私が学生のころは、教育学部に「日本国憲法」があった。

さて、労働法は軽んじられているが、最も大切なのではないか？刑法、民法は必要時だが、労働法は毎日使われている。

労働法は、1945年8月15日の戦後、同年12月に作られた。軍国主義を抑えるためには、民主主義と労働運動が必要とGHQが考えた。憲法は1947年5月3日交付なのでそれより早い。

1. 暮らし

憲法 25条 生存権

生活保護は受け取る権利がある。ギリギリのところでもらうから、そこからでられない。イギリスのハリーポッターの作者は生活保護を受けていた。大変なとき貰って、やれるようになったらやめる。仕事があれば脱却できる。日本の生活保護の基準は低い。朝日訴訟というのがある。国立療養所に入居していた朝日氏は栄養のあるものが食べたいと兄に援助を乞うた。兄から月々1,500円の仕送りを得たが、それがマイナスされ、本人への小遣いは増えなかった。地裁は憲法違反との判決を出した。

憲法 26条 教育権

生保の人は大学に行けない状況。昔は、大学授業料は安かった。年12,000円で1ヶ月バイトすれば賄えた。今は国立53万円。ミュンヘン大学は学費無料である。

2. 仕事

憲法 27条

「①すべての国民は、勤労する権利を有し、義務を負う。②賃金、就業、休息その他勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。③児童は、これを酷使してはいけない。」

アジアでは児童労働が一番問題になっている。

勤労条件を法律で決めないと労働者は賃金をもっと得ようとどんどん労働する。

経営者もしかり。法律で基準を決める必要がある。日本の車が安いのは、労働者の犠牲があったからで1985年国際的な圧力で労働時間が週48時間から40時間に制限された。

憲法 28条 団結権

「労働者は団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保証する」

3. 改憲策動…押し付け憲法論：略

1955年、自由党と民主党が憲法を変える目的で自由民主党になった。

現在：ドイツは休暇というと1週間ある。日本は正規を派遣にした。労働者は2極化され、正規は長時間労働で、非正規は賃金は低く、有期である。少子化というが子どもが産めない、産んで仕事を辞めたら生活できない。

以下略。

フロアからの質問 1

最低賃金が全国でバラバラだが、どう思うか？

本来は一律が良い。

最低賃金 800 円で月 20 万で生活できるのか？

ただ高くした分、企業が負担するのか、国や県が負担するのかの問題がある。

大波住民 800 人の ADR の末、東電は補償を拒んだ。隣の霊山は補償対象になり、数億円が支払われた。これら原発被害は生存権にかかわるのではないか？

自由民主党が憲法改正のために出来たというのは初めて聞いたが、どういうことか？ : : そうなんです。

最後に 96 条基本的人権は、自民党改憲草案では侵すことのできない永久の権利、という文言が削除されました。